

手塚良齋『医学所御用留』(二)

深瀬泰且

(五丁オ)

元治甲子元年正月十一、十二、十三、十四之四日ニ御供出立し、後西下大手両局同役四人詰番相勤候事、但西下高島、戸塚、大手吉田、手塚

一、四月十四日小川町屯所御頭河野伊予守殿①、頭並横田五郎三郎殿②、日光山御警衛被仰付、十小隊出立ニ付、附添医師宮内陶亭、芬木元春、中村謙造三人被申付、御手当日渡金百疋ツツ、五月二〇日半減帰局ニ相成、芬木元春帰府、中村謙造先以帰府之事、但し前夜御用有之候ニ付可罷出旨河野伊予守殿より達し有之罷越候処、三人附属被仰付候旨可申付旨御書付を以達し即申渡

五月十九日三番町詰津田為春義、御持小筒組上京被仰付候ニ付為附属被差遣候旨、河内守殿③被仰渡候旨御持小筒頭松平左門殿④申渡、但シ御用有之候ニ付可罷出旨、小筒組調役より申来り候ニ付即出席以御書付当人江可申付旨被申渡、即当人江相達し候事

五月二一日朝五ツ時御浜御供揃にて還御被為成候事(五丁ウ) 一、陸軍局之義は非常御備之御場所ニ付、出張之節差添医師

之義乗馬にて差添仕度、且平常為乗馴乗馬仕^(六丁)段以書面伺差出し候処、御下札を以乗馬不苦候旨被仰渡五月上旬之事也 五月二九日当春上京之西丸下病兵七拾八人、曲直瀬正迪付添屋九ツ半時西丸下江着、其節出張いたし候事

一、六月二日昼九ツ時前、大手前病兵六十人余、笠原祐民、美濃部浩庵付添帰局、其節出張夫々差図いたし候事

六月二日久世右馬吉殿⑤、北条新太郎殿⑥御用談有之候ニ付、三番町屯所江可罷出旨調役より通達有之罷出候処、今般上京之医師下撰内談有之、即刻内意之御書付頭衆より通達有之

(六丁オ)

一、六月五日左之通り御用番より被仰渡

小泉章泉

田村長叔

杉田杏齋

伊東玄民

右者此度一橋殿⑦為附添歩兵組上京被仰付候ニ付 附属被差遣候旨、尤六ヶ月交代之積可被心得段、井上河内守殿被仰渡依之申渡

子六月

(六丁ウ)

右之通吉田策庵老より文通を以通達有之 一、六月十日西下一大隊小出播磨守、城織部殿帰府被相成、奥山元省附添帰府、同十五日野州表浮浪之徒乱暴⑧ニ付為追討、三番町兵賦繰出し被仰付、北条新太郎殿頭として一大隊出張之旨小島章泉、杉田杏齋、伊東民右附属被申付旨、吉

田策庵老より通達有之候事

一、同十五日大手前二大隊御奉行溝口伊勢守殿始不殘帰府ニ相成候事、尤越山友仙、安井元達附属掃着之事

一、同十七日晝八ツ半時、三番町より野州表江出張相成候事、大砲方小筒方二小隊同行之事

一、同二十二日西下より城織部（マツ）より頭並一大隊野州表後陣出張被仰付候事、尤正迪、玄洋、礼庵附属被申付候、当日藤沢志摩守殿歩兵奉行並被仰付、野州表江出張被仰付候事

六月二八日駒井山城守殿（9）歩兵頭被仰付候事（七丁オ）

一、七月十四日日光山御警備被差遣候歩兵組帰府、差添宮内陶亭帰府いたし候事

陸軍局忌服之略日限

小川町屯所調役にて写之

- 一 五十日は三十五日
- 一 二十日は七日
- 一 五日は二日
- 一 産褥七日ハ三日

右者御場所限り御免被相成候事、御殿出仕之面々ハ本式之通り相心得可申候事

一、当子七月より取締月番両科相立置候事、七月ハ高嶋祐啓、戸塚（マツ）静相勤候事

一、七月中旬迄駒井山城守殿大目付に転役被致候事
一、七月二十二日野州一件ニ藤沢志摩守殿云々有之御役御免

一、七月二十三日黒川近江守殿（10）歩兵奉行、成瀬（マツ）五郎殿（11）歩兵頭被仰付

一、同二十三日大手前一大隊平岡四郎兵衛殿、頭として出張被仰付

右附属越山友仙、安井元達、遠田昌庵、三人内定被申渡 但シ二十四日也

一、二十三日御産一統之義ニ付建白書差出し候事

一、七月二十五日呉黄石義野州表江被差遣候旨、西丸下ニ於て小出播磨守殿被申渡、早速同人江通達ニ及候事

一、八月晦（マツ）日医学所江法印頭取（12）より相触申上之書面差出し候事

八月二十一日小川町兵士五百人、河野伊予守殿、岡田左一郎殿（13）、引率常州に出張医師竜雲、陶亭、元春、謙三（八丁オ）

一、九月富永雄之助本頭被仰付相模守殿ニ転任、三宅大学殿（14）頭並被仰付候事

一、九月二十二日大熊良達（マツ）、田長純（15）之兩人、歩兵屯所出役被仰付候

一、十月五日小出播磨守殿義歩兵奉行並被仰付

一、十月西屯所病兵同役四人立会数員調一日ツツいたし候取極いたし、頭衆江申達廻文差出し候事、但シ毎月西下屯所七日、大手前十二日、番町小川町二十七日、如之相定候事、病兵服数帳江同役之小印を調候事

十月七日野州於陣中、北条新太郎御免蟄居、家督讓被仰付段被仰渡、頭衆香山栄左衛門（16）小普請被仰付候事

同十一日朝比奈伊賀守殿⁽¹⁷⁾長崎奉行転役被相成候事

(八丁ウ)

同十二日下曾根甲斐守殿⁽¹⁸⁾奉行御免、講武所師範役被仰付候事

一、十一月二十一日京都詰生野松庵、彼地病兵二十九人付添として立歸り帰府いたし候事

一、十一月朔日久世右馬吉殿本頭被仰付、大手前頭取井上敬次郎殿⁽¹⁹⁾頭並被仰付候事

一、十一月八日小川町兵賦河野予州殿引率常州より帰府、中村謙造、宮内陶亭⁽²⁰⁾三日病兵附添先達て帰府、八日伊東竜雲、芥木元春之兩人附添帰府と相成

一、同七日呉黄石西丸下病兵附添帰府に相成候事

同月九日大手前一大隊平岡四郎兵衛殿引率帰府ニ相成候、越山友仙、美濃部浩庵、遠田昌庵附添罷歸り候事 (九丁オ)

一、同月八日日光山御警護として一大隊出立被相成、大手前兵賦富永相模守殿引率出立、笠原祐民、安井元達、大熊良達 附屬之事

一、十一月十三日三番町一大隊仲山道筋江出張、頭並井上敬二郎殿引率、医師小宮山岱玄、津田為春、坂立俊差添出張之事

一、同月二十三日小川町半大隊頭取秋山誠太郎殿兵士引率、伊東竜雲、中村謙造附屬出張之事

一、吉田長純御持小筒組附添被仰付同日出立之事、御手当銀七十枚野扶持十四人ふち、御薬価前借金十兩拝借之事

一、木村養順大筒方附添被仰付御手当同断之事 (九丁ウ)

同二十三日大手前一大隊平岡四郎兵衛殿頭として長州辺出張、附添医師為取締戸塚静甫被仰付、別段御手当として金拾兩頂戴、外ニ越山友仙、奥山元省被仰付候事、御手当、呉黄石不快ニ付再度水戸表江出張之所、途中より引戻し被相成候事

一、十二月三日大手前屯所一大隊富永相模守殿始帰府相成候事

同月十三日富永相模守殿一大隊引率長州辺江出張被相成候付、右附屬として笠原祐民、安井元達、大熊良達被仰付候事

一、十一月二十二日より西下屯所詰医師切置ニ付、吉田高斎と三人詰番投劑いたし候事

十二月十三日小川町甲州より帰府相成候事 (一〇丁オ)

奉伺候口上覧
騎兵所御雇医師牧野河内守⁽²¹⁾家来伊東朴斎義、去月騎兵所并大砲方附屬長州辺江出張可被仰付管之処、同人不快引籠罷在、右代り歩兵所出役木村養順被仰付出張仕候

処、伊東朴斎当節不快快方ニ相趣、就ては騎兵大砲両局共当節為差御用義無之、歩兵所御人少之折柄、同場所同様之義ニ付当分之内歩兵所江出勤仕度段再三申出候、当節四局共御人少之折柄ニ付、朴斎願之通り当分助被仰置候様仕度、奉伺上候以上

子十二月十一日 手塚良斎

富永相模守様

右之通り河内伊予守殿申渡小石川屯所江助番申渡

口上覚

(一〇丁ウ)

一、蘭科御雇医師吳黄石義再度野州表江出張御用被仰付候処、途中より不快押ても相勤兼候ニ付、右之趣御用先江御届差出し引戻宅療治罷在候処、当節快方之趣出勤仕度段申出候、当節御人少之折柄ニ有之早速出勤為致度此如奉伺候以上

子十二月十一日

手塚良斎

富永相模守様

御附札を以左之通り被仰渡

可為伺之通候 但シ十二月十二日 (一〇丁挿入)

一、遠田昌庵義野州御用婦府早々不快にて療養罷在候処、大病ニ至り依之子十二月二十八日神文状(2)為認河野伊予守殿名当にて小川町局頭並江差出し候事

一、陸軍所江

毛利大掾(2)家来病氣之

者有之候ニ付、宮内陶事、柴田文庵見廻り申旨御沙汰之趣、

頭衆書付ヲ以申渡置候

糊メ堅紙ニ認メ結状之事

神文状之写

(一一丁オ)

一筆啓上仕候然者私義此間中より……症にて相勝不申、昨今別て不出来ニ有之押ても出勤仕り兼候、此如日本神偽ニ無御座依之御断申上候 恐惶謹言

月 日

名ノリ

書判

結状之事

小 播磨守様(23)

名ノリ

裏二名前(一一丁ウ)

一、十二月十三日甲州出張之小川町兵賦婦府、伊東竜雲、中村謙造婦府之事

一、十二月十二日調役組頭被仰付小石川 坂清水熊之助、表神保小路松本直一郎、調役組頭勤方四谷仲町藤田弥助、下谷広徳寺前森新十郎被仰付候事

一、同日戸田五殿(24)西丸頭取被仰付候事

一、竹中遠江守殿(25)陸軍奉行之事 高五千石宿所芝二本樓久世右馬吉殿下野守を任官、戸田五助殿肥後守を任官候事

注

(1) 河野伊予守通和は文久三年二月二五日に歩兵頭に、元治元年四月六日に歩兵奉行に昇進した。

(2) 横田五郎三郎は伊豆守、文久二年一月二八日に歩兵頭並に、慶応三年一二月に逢坂において歩兵奉行並に昇進した。

(3) 河内守は遠江浜松藩主御用番井上河内守正直(一八三七—一九〇四)。

(4) 松平左門は巨摩助、元治元年一月朔日に御持小筒組頭に就任した。

(5) 久世右馬吉広道は下野守、文久三年四月一四日に御使番から歩兵頭並に、元治元年一月一日に歩兵頭に、慶応二年一月一五日に歩兵奉行並に昇進した。

(6) 北条新太郎は文久三年一月二八日に歩兵指図役頭取か

ら歩兵頭並に昇進した。

- (7) 一橋はのちの一五代將軍徳川慶喜のこと。
- (8) 野州表浮浪之徒乱暴とは、元治元年におこった水戸藩尊王攘夷派による争乱で、「天狗党の乱」とよばれている。
- (9) 駒井山城守朝温は元治元年六月二十九日に歩兵頭に、大目付(元治元年七月二一日)、勘定奉行(元治元年八月二一日)をへて慶応元年五月一日に歩兵奉行に就任した。
- (10) 黒川近江守盛泰は元治元年七月二三日に講武所奉行並のまま歩兵奉行を兼任した。
- (11) 成瀬弥五郎は対馬守、元治元年七月二三日に小十人頭から歩兵頭に就任した。
- (12) 法印頭取とは、緒方洪庵の死後に医学所頭取に就任した松本良順である。
- (13) 岡田左一郎は文久三年一月二八日に歩兵指図役頭取から歩兵頭並に、慶応三年七月一六日に歩兵頭に昇進した。
- (14) 三宅大学は『陸軍歴史』(勝海舟)によると、元治元年五月一〇日に歩兵指図役頭取から歩兵頭並に昇進した、とある。
- (15) 田長純は吉田長純である。一一月二三日の記事を参照のこと。
- (16) 香山栄左衛門は不明。
- (17) 朝比奈伊賀守昌広はこの日から長崎奉行に就任し、慶応二年六月一五日までその職にあった。
- (18) 下曽根甲斐守信之は文久三年六月二二日から歩兵奉行の任にあった。
- (19) 井上啓次郎は元治元年一一月一日に歩兵指図役頭取から歩兵頭並に昇進した。
- (20) 牧野河内守は不明。
- (21) 起請文のうち、誓うべき事柄をかけた前半の部分を前書といい、神仏を勧請してその名をあげている後半部分を神文という。違背した場合は神仏の罰をうけることを誓約したのが起請文である。
- (22) 毛利大掾は長州藩主毛利敬親(一八一九—一八七二)。
- (23) 小播磨守は小出播磨守である。文久三年の注(2)を参照のこと。
- (24) 戸田五は戸田五助のこと。元治元年二月一五日に目付から歩兵頭に昇進した。
- (25) 竹中遠江守重固は元治元年一〇月一日に大御番頭から陸軍奉行に就任し、慶応二年一〇月八日辞任ののち、慶応三年一〇月二六日にふたたび陸軍奉行に就任して幕府最後の陸軍奉行となった。
(順天堂大学医学部医史学研究室)